

第3回 経済安全保障WG 外資規制の課題

慶應義塾大学大学院法務研究科
渡井 理佳子

外資規制の課題

〈論点〉 外為法の投資規制によって、NTT法の保護法益を確保できるか。

- NTT法の保護法益と総量規制（スライド1-2）
- 外国為替及び外国貿易法（外為法）の投資規制（スライド3-6）
- アメリカの状況（スライド7）
- 代替策についての検討（スライド8）
- 終わりにーNTT法の保護法益と外為法の投資規制ー（スライド9）

1 NTT法の保護法益と総量規制(1)

● NTT法1条の2(定義)

この法律において「日本電信電話株式会社」とは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による**適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること**並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社であって、附則4条第1項に規定する権利及び義務を承継したものをいう。

● NTT法3条(責務)

会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮するとともに、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。



NTT法の解釈や運用上の指針であると同時に、NTTの経営上の指針である。電気通信事業は重要なインフラであり、国の神経系統として 安全保障と深い関わりを持っている。

2 NTT法の保護法益と総量規制(2)

- 外国人等の取得した株式の取扱い(NTT法6条)

外国人等の議決権割合(直接保有・間接保有)が、NTTの株式全体の3分の1以上となるときは、株主名簿に記載してはならないと定めている。

- 類似の規定の例

- 航空法120条の2

シカゴ条約の下で領空主権が確立しており、国内貨客輸送の自国籍航空機への留保が認められている。この実効性を担保するため、外資規制が導入されている。

- 放送法116条

電波の希少性および言論報道機関の社会的影響力を理由に、外資規制が導入されている。

- 目的規定における公共の福祉

公共の福祉の増進の見地より、適正な事業の実施が求められており、所管省庁の監督を受ける必要がある。➡ 外国の影響の除外＝経営の自主性確保＝外資規制

3 外国為替及び外国貿易法(外為法)の投資規制(1)

- 外為法1条(目的)

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

- 対内直接投資等の届出(外為法27条)

事後届出が原則であるが、外国投資家が指定業種を営む日本企業に株式取得等を行う場合は、事前届出と財務大臣・事業所管大臣による審査が義務付けられる。しかし、経営に関与しない等の一定の基準の遵守を前提に、事前届出の免除制度がある。

- 指定業種の分類(外為法27条3項1号)

- イ 国の安全・公の秩序の維持・公衆安全の保護
- ロ 日本経済の円滑な運営(OECD資本移動自由化コード2条による留保)

4 外国為替及び外国貿易法(外為法)の投資規制(2)

- コア業種(国の安全等を損なうおそれ大きい業種)

事前届出の免除制度の利用要件に上乘せがある。

- 外為法に基づく対内直接投資等の事前届出について財務省及び事業所管省庁が審査に際して考慮する要素

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/recent_revised/gaitamehou_20200508.htm (12項目)

審査の考慮要素には、事業内容、外国投資家の属性、投資・関与の内容、がある。



論点

外為法の投資規制によって、NTT法の保護法益を確保できるか。

5 NTT法の総量規制と外為法の投資規制(3)

● 事前届出が必要な「外国投資家」(外為法26条1項)

- ①非居住者である個人
 - ②外国法令に基づき設立された法人その他の団体、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体
 - ③上記の①②に掲げる者により、直接・間接に保有される議決権の割合が50%以上を占める会社
 - ④特定組合等
 - ⑤非居住者である個人が役員・代表権限を有する役員のいずれかが過半数を占める本邦の法人その他の団体
- 外国籍であっても、日本の居住者であれば「外国投資家」の概念には含まれない。
- 2008年にイギリスの投資ファンドがJパワー株の買増しを計画した際は、外為法に基づき中止命令が出された。仮に日本の居住者である外国籍の個人が、同じ条件でJパワー株の買増しを計画していた場合は、外為法の投資規制の対象外となる。

6 NTT法の総量規制と外為法の投資規制(4)

● NTT法の総量規制の特徴

- 総量規制は、議決権に着目した規律であり、それを投資家や行政機関ではなく、NTT自身で行う仕組みになっている。
- NTTの経営の自主性は、外国人等の議決権割合に注目した総量規制によって担保されている。
- 総量規制は、公共の福祉の増進を実現するための手段である。

● 外為法の投資規制の特徴

- 議決権以外にも着目した規律であり、事前届出対象業種について投資家自身が届出をし、投資計画の審査を受ける仕組みとなっている。
- 外国投資家であるかどうかの判断は、居住者要件によるものであり、国籍に注目したものではない。



外資規制としての評価

NTT法は組織に対する定量的な規制・外為法は一定の投資に対する個別審査

7 アメリカの状況

- 通信法とチーム・テレコムの審査 (2020年大統領令13913号)

非公式の機関であったチーム・テレコムは、アメリカ電気通信事業部門への外資参入規制評価委員会 (Committee on Assessment of Foreign Participation in the United States Telecommunications Services) となり、外国事業者のアメリカ電気通信市場への参入につき、連邦通信委員会の審査に正式に関与するようになった。

- 通信法の公益審査 (Public Interest)

<https://www.justice.gov/nsd/committee-assessment-foreign-participation-united-states-telecommunications-services-sector>

The FCC considers national security, law enforcement, foreign policy, and trade policy concerns as part of its public interest analysis

- 外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA) と新たな規則案

外国の支配をもたらす取引、そして外国の支配に至っていなくても一定の取引については審査の対象とする。2024年4月の新たな規則案の公表により、今後はモニタリングの強化が見込まれる。

8 代替策についての検討

● 外為法の投資規制を強化する場合

➤ コア of コア企業

外為法が、国籍に注目した審査制度を採用していないことからすれば、コア of コア企業の考え方によった場合でも、NTTの経営の自主性の確保が難しいケースがあると考えられる。また、対日投資促進の取組みとの調和をいかに図るかが問題となる。

➤ 外資総量が一定以上となる場合、厳しい投資スクリーニングを実施

NTT法の保護法益を損なうような投資については、一定以上となる前の段階からのスクリーニングが必要になるものと考えられる。

● 電気通信事業法において公益審査を実施

アメリカの通信法における Public Interest の審査は、外交政策や通商上の懸念を考慮要素に含むものであり、裁量の幅が広く認められている。そこで、公益の概念を明確にしない限り、事業者および投資家の双方にとって、審査の予見可能性が低下する懸念がある。

9 終わりにーNTT法の保護法益と外為法の投資規制ー

● 外資規制の正当化事由

重要インフラを担う事業者については、事業の適正な運営を担保する必要がある。すなわち安全保障の観点から、経営の自主性の確保が必要である。

● NTT以外の事業者への外資規制

第1種電気通信事業者に対して、外資規制を再び導入することは検討に値する。しかし、これは自由化に逆行する動きとみられかねず、日本の事業者の海外展開への影響や国際約束との関係を勘案すると、実現の環境は整っていないように思われる。

NTTのみが外資規制に服する結果となっているが、経済安全保障が重視される中、平等を理由に総量規制の撤廃を正当化することも困難と考えられる。

● 経済安全保障の時代とNTT法の総量規制

経済活動における安全保障の問題は、かつてのような例外ではなく、本流の問題となっている。特別な資産を有するNTTの経営の自主性の確保の必要性は、他の事業者と比較すると相対的に高く、総量規制を引き続き維持する必要があるものと考えられる。

主要参考文献

- 石岡克俊編『コンメンタールNTT法』（三省堂、2011年）
- 今村英章・桜田雄紀『詳解外為法: 対内直接投資等・特定取得編』（商事法務、2021年）
- 大川信太郎『外為法に基づく投資管理: 重要土地等調査法・FIRRMAも踏まえた理論と実務』（中央経済社、2022年）
- 小早川光郎『行政法(上)』（弘文堂、1999年）
- 電気通信法制研究会編『逐条解説電気通信事業法 附: 日本電信電話株式会社法』（第一法規、1984年）
- 本郷隆「外資規制法の構造分析－安全保障を理由とする投資規制の比較法分析と事例研究－」東京大学法科大学院ローレビュー6号127頁(2011年)
- 渡井理佳子『経済安全保障と対内直接投資: アメリカにおける規制の変遷と日本の動向』（信山社、2023年）
- 渡井理佳子「日本電信電話株式会社と外国性の制限」慶應法学52号225頁(2024年)

以上